

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成24年10月17日

住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号
氏名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日	平成16年3月25日	許可番号	15-5-2-35
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	1. 施設の種別 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号) 2. 産業廃棄物の種別 木くず		
設置場所	千葉県市川市本行徳2554番13		
処理能力	木くず 360t/日(20t/時×18時間)		
許可の条件	1. 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2. 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3. 産業廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

複写無効

平成24年7月23日 代表者の変更